

平成 30 年第 9 回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成 30 年 9 月 5 日 開会

平成 30 年 9 月 5 日 閉会



平成30年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年9月5日(水)午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之  
議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(15名)

雲 地 康 夫	鈴木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
小 川 善 郎	中 村 順 子
鈴 木 俊 幸	三 橋 敏 子
篠 原 元	佐 藤 裕 子
藤 田 雅 之	川 島 芳 典
齊 田 龍 一	

欠席委員(1名)

井 野 敬 一

出席農地利用最適化推進委員(15名)

市 原 一 男	菊 池 重 壽
八 角 和 昭	齊 藤 道 良
伊 藤 彰 朗	佐 瀬 一 之
小 川 敏	山 下 幸 一
遠 藤 幹 夫	堀 越 晃
伊 藤 通 夫	古 谷 昌 己
中 山 彦 郎	齊 藤 茂
鈴 木 章 重	

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

高 橋 憲 一

今 関 良 知

金 杉 努

河 野 仁 男

加 瀬 晃 一

出席事務局職員

事務局長 齊 藤 忠 志

副 主 幹 石 橋 京 子

主 査 補 古 谷 浩 一

主 査 補 菅 谷 昌 秀

◎開 会

事務局長

それでは、皆さん、定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 9 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

今関会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日も、お忙しい中、総会、どうもご苦勞さまでございます。心配されました台風 21 号の影響もなく、けさの雨は野菜にとっては恵みの雨だったんじゃないかなと思われま

す。昨日、稲刈りのほうも、現地調査で各地を見て回った中で、大体 7 割から 8 割ぐらいの方が終わっているんじゃないかというように見えました。

皆さんの中にもまだ、終わらない方もいらっしゃると思いますが、まだまだ暑い日が続きますという予報が出ていますので、体には十分気をつけていただきまして、農作業のほうに励んでいただきたいと思います。

本日も幾つかの案件がございますので、慎重審議のほどをお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名人の指名について

日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、  
利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解  
約通知について

◎議案説明

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度第 6 次農用地利用集積計画の決定に  
ついて

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第 8 議案第 5 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は、今関会長にお願いいたします。

議長

これより平成 30 年第 9 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は 15 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は 7 番井野敬一委員です。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号 15 番藤田雅之委員、議席番号 16 番川島芳典委員の両委員を指名します。

日程第 3、報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知、利用権の中途解約に係る通知及び使用貸借権解約通知について事務局からの報告を求めます。

事務局長

総会資料の 4 ページから 19 ページをご覧ください。通知があった件数は 27 件でございます。

今回、通知があった 27 件のうち、申請番号 10 番、22 番及び 23 番以外の 24 件につきましては、その全てが農地中間管理事業へ移行するため、利用権を中途解約したものでございます。

その他の 3 件につきましては、申請番号 10 番が農地法第

3条の賃貸借権、そして申請番号22番及び23番が農地法3条の使用貸借権をそれぞれ合意解約したものでございます。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

---

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。  
議案第1号の1番について、地区担当推進委員の伊藤彰朗委員から説明を求めます。

伊藤（彰）推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。  
議案第1号の番号1について、説明してまいります。  
この申請は売買による所有権移転です。  
申請の理由は、譲受人においては農業経営規模を拡大のため。譲渡人においては、農業経営縮小化をそれぞれ事由しています。譲渡人のほうは最終的には農業経営廃止を予定しておりまして、今回の土地のほか、残っている土地についてこの手続が完了次第申請するという話でした。  
以上でございます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番藤田雅之委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員

議席番号 15 番、藤田です。

ただいまご説明があったとおりでございますが、譲渡人に関しまして、農業を廃止するというので、譲受人は農地をこれから増やしていくということで、権利者については、農地法第 3 条第 2 項各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく審議のほどお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 1 番について採決します。議案第 1 号の 1 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 1 番については許可することに決定します。

続きまして、議案第 1 号の 2 番について、地区担当推進委員の齊藤道良委員からの説明を求めます。

齊藤（道）推進委員 申請地区担当推進委員の齊藤です。

議案第 1 号 2 番について、説明します。

この件は、贈与によって所有権移転するものです。譲渡人と譲受人の関係は、譲渡人が甥、譲受人が伯父ということで、この譲渡人は父親が亡くなって、勤めているというので、農業経営を縮小したいということです。譲受人のほうは、自宅のすぐ脇の隣接したところで、ネギを植えてありました。

これから、ずっとネギを耕作するというので、問題はないと思います。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。



引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 17 番齊田龍一委員からの補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号 17 番、齊田です。説明します。

ただいま、齊藤（道）推進委員の説明のとおりでございます。特段、補足説明等はありません。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくご審議をお願いします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 2 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 2 番については許可することに決定します。

---

#### ◎議案第 2 号

議長

日程第 5、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議題に関しては一部一括審議とします。

議案第 2 号の 1 番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

- 事務局 議案第2号の1番について説明する。  
(別紙議案のとおり)
- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の八角和昭委員からの説明を求めます。
- 八角推進委員 申請地区担当推進委員の八角和昭です。議案第2号、1番について説明します。  
これは、転用に伴う賃貸借権の設定です。譲渡人は、農業経営の縮小、譲受人はスズキ自動車中古車の展示場をつくる計画です。  
スズキ自動車は、新車の販売が好調で、下取り車も増えて、新車の値段が高いため、中古車を希望するお客様が多く、中古車を展示する場所が必要なため、申請の土地に中古車の展示場をつくりたいということでした。  
現地に行って、申請の土地がきれいに管理されていました。申請の土地は浸透性の全面コンクリートで舗装をして、雨水は自然に浸透と排水に流すそうです。  
隣の土地も借りているんですけども、隣の土地は従業員の駐車場でいっぱいだそうです。そのために、今の申請の土地を借りるようにしたそうです。  
説明は以上です。
- 議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査委員の門澤宏明委員からの補足を求めます。
- 門澤委員 議席番号3番の門澤です。  
ただいま八角推進委員が説明したとおり、周りを見ても何ら問題を得ないように見てまいりました。  
そして現在、きれいに手入れもされていますし、現在、お使いいただいている駐車場の隣ということと国道前で、何の問題もないと思います。既存施設の敷地の2分の1を超えない、面積内の拡張であるため、許可申請については、農地法第5条第2項農地法施行令第11条第1項第2号八及び農地

法施行規則第 35 条に該当するため、許可相当と思われました。

何の問題もないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。異議なしと認め採決いたします。  
議案第 2 号の 1 番について、許可相当として意見をすることにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 2 号の 1 番については許可相当として意見を付することに決定します。  
引き続き、議案第 2 号の 2 番について、事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号の 2 番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の佐瀬一之委員から説明を求めます。

佐瀬推進委員 申請地区担当推進委員の佐瀬です。議案第 2 号の 2 番について説明いたします。  
この土地は分家住宅として畑 334 m<sup>2</sup>を転用するものです。申請地は山武中学校の近くで、右側がちょっとグラウンドに囲まれたような農地です。  
譲受人は現在、父親である譲渡人との同居して、今生活しておりますが、子供も生まれたということで、この機会に父親の土地を借りて、すぐ隣に新築することになったようです。隣接農地は、譲渡人のものであり、北側は道路になっております。

また、雑排水は、合併浄化槽で処理して浸透枳で流す計画で特に問題はないと思われます。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査委員の門澤宏明委員からの報告を求めます。

門澤委員

議席番号3番の門澤です。

ただいま、佐瀬推進委員のほうから、説明がありましたとおり、周りの現況を見ても農地にはそんなに影響ございません。

しかも、建っているところが自分の親の土地ということで、問題はないと思われます。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等においては問題ないと思われます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われます。

別に何も無いように思いますので、よろしく願いいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の2番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第2号の2番については許可相当として意見を付することに決定します。

次の議案第2号の3番及び4番については、関連する案件ですので一括して事務局からの申請概要の説明を求めます。

- 事務局 議案第2号の3番及び4番について説明する。  
(別紙議案のとおり)
- 議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の齊藤茂委員からの説明を求めます。
- 齊藤(茂)推進委員 申請地区担当推進委員の齊藤です。議案第2号のただいまの3番、4番についてご説明いたします。  
これは、譲渡人にとっては畑で、規模を縮小ということでもありますけれども、譲受人はJA山武郡市ということで、蓮沼、育苗施設を兼ねました店舗兼売店を建設する予定でありまして、場所にいたしましては、蓮沼支所と大平支所の中間時点、なおかつ、野菜の里に隣接しているということでありまして、立地条件を満たしているような感じでそこに選定されたようなわけであります。  
これは、組合員の生産物を野菜の里に持っていく、その帰りなどの利便性を考えまして、その土地になったような次第で、来年の5月には店舗兼売店が完成する予定だそうです。  
育苗施設については、田植えシーズン終わってしまいますので、次年度からの田んぼになるみたいな感じがいたします。
- 議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査委員の美濃輪恵一委員からの報告を求めます。
- 美濃輪委員 議席番号4番の美濃輪です。  
ただいま、推進委員の齊藤さんからの説明どおりでありまして、私のほうからあえて付け加えることはございませんけれども、現地で確認してまいりましたけれども、きれいに草刈り等をされており、問題ないようでした。  
なお、全体として、農業用施設等との評価ができるため、許可申請については、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第2号イに該当するため、許可相当と思われます。  
よろしく申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査委員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第2号の3番及び4番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の3番及び4番については、許可相当として意見を付することに決定します。

---

#### ◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人別明細番号1番を採決しますが、

この案件は、議席番号4番美濃輪恵一委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律、第31条の規定により、美濃輪恵一委員の退室を求めます。

(美濃輪恵一委員退室)

議長                    それでは、所有権移転個人別明細番号の1番について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長                    挙手全員です。所有権移転個人別明細番号1番について原案のとおり承認することに決定します。  
美濃輪恵一委員の入室を許します。

(美濃輪恵一委員入室)

議長                    次に、所有権移転個人別明細の番号2番及び3番、利用権設定等個人別明細の番号1番及び2番までを採決します。  
原案のとおり、承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長                    挙手全員です。所有権移転個人別明細の番号2番及び3番、利用権設定等個人別明細の番号1番及び2番について、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第4号

議長                    日程第7、議案第4号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。  
議案第4号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局                議案第4号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長                    事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号農用地利用配分計画(案)に関する意見について原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第4号農用地利用配分計画(案)に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第5号の1番について、地区担当推進委員の高橋憲一委員が欠席しておりますので、当該地域の農業委員、議席番号17番齊田龍一委員からの説明を求めます。

齊田委員 議席番号17番、齊田です。説明します。当該地域の若手のホープでありまして、イチゴと水稻で頑張っておられます。よろしく申し上げます。

議長 当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし



ます。

議案第5号の1番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第5号の1番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。

---

◎閉 会

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。

その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

なければ、以上で本日の総会を閉会とします。

次回の総会は、10月5日金曜日、本庁舎3階この大会議室を予定していますので、ご参集のほどよろしくをお願いいたします。

